

桓武天皇の外戚神

前田晴人

はじめに

桓武天皇の生母高野新笠が私的に信仰していた神は、朝廷の特別の配慮を以て平安宮大内裏の西北に当る地に平野神社として手厚く祀られることになる。この神の実体は伴信友の研究以来異国の神すなわち蕃神だとされている。蕃神が国家神・王権の守護神として王都で堂々と祭られるようになつた点に桓武朝の革新性的一面を窺うことができるように思われるが、天皇が敢えて新たにこの神を正面から取り上げた理由が必ずあるようにも考えられる。

平野神社の創祀に関してはすでに義江明子に網羅的で緻密に検討された研究がある。本論は主として義江の研究を参照しながら、平野神社の創祀がいつのことなのか、また平野神の性格や実体はどのようなものであるのか、生母の私祭を官祭化しようと企てた桓武天皇の意図は何であつたのか、さらには平野神の起源は何なのかななどの諸問題を再検討してみたと考えている。平野神が護国の有力神格に昇格した理由や、私祭から官祭化しさらに国家神としての神格を確立するまでの過程、桓武王権との関係が生じる以前における渡来氏族の信仰が、ヤマト王権との関係においていかなる関連性をもちどのような機能を果たしていたのか等の問題にも言及する予定があるので、読者諸賢のご諒解を賜りたいと思う。

一、和乙繼と土師真妹

さて、延暦八（七八九）年十二月二十八日に皇太后高野新笠が没した。新笠は光仁天皇の妃として山部親王こと桓武天皇を生み育てた女性である。彼女の父は和史（高野朝臣）乙繼といい、母は土師宿祢真妹であった。桓武朝において新笠の両親は既に鬼籍に入っていたが、延暦九（七九〇）年十二月朔に天皇の特別の配慮をもつて贈位と改賜姓の榮誉に預かつたのである。

詔して曰はく、春秋の義は、祖は子を以て貴しとす。此は則ち礼経の垂典にして、帝王の恒範なり。朕寓内に君臨して、茲に十年。追尊の道は、猶闕如すること有り。興言これを念ふに、深く以て懼る。宜しく朕が外祖父高野朝臣、外祖母土師宿祢、並びに正一位を追贈し、其の土師氏を改めて大枝朝臣と為せ。夫れ先づ九族を秩し、事常典を彰はすは、近きより遠くに及ぼし、義は曩籍に存す。亦宜しく菅原真仲、土師菅麻呂等も同じく大枝朝臣とせよ。

桓武天皇にとつてその外戚である乙繼・真妹いすれの出身氏族も社会的・政治的地位はすこぶる低く、外祖父母として天皇の至高の身位に相応しいものとはとうてい言えなかつた。そのため高野新笠の没後約一年の日子を経て、彼らとその氏族の身分を大幅に引き上げる必要が生じたと考えられるのである。この贈位・改姓はおそらく天皇の既定の計画であつたと憶測されるのであり、人臣が賜る最高位の正一位が両靈に授けられ、さらに土師氏には貴姓である大枝朝臣が賜与されたのである。

ところで、新笠の父乙繼はもと和史の氏姓を称していたが、乙繼の祖先はおそらく六世紀代に百濟から渡來した人物であると推定される。『続日本紀』延暦九（七九〇）年正月十五日条の高野新笠についての伝によると、「後の先は百濟武寧王の子純陀太子より出づ」とし、百濟王の血脉につながる人物だとされているのであるが、和史とい

う氏姓と百濟王の後裔とする主張との間には大きなギャップがあり、右の主張には桓武天皇の強力な後押しがあったと推定できる。延暦十八（七九九）年二月二十一日条に載せる和氣朝臣清麻呂の薨伝によれば、清麻呂は天皇の命を受けて「中宮の教えを奉り、和氏譜を撰び奏す。帝甚だこれを善す」とあり、新笠の祖先系譜が天皇の命を受けて作成された経緯を推定することができるからである。『新撰姓氏錄』左京諸蕃下の和朝臣条によると、

百濟国の都慕王の十八世孫、武寧王より出づ。

とあつて、延暦一（七八三）年四月に史から朝臣に改姓された和史国守ら三十五人の人々は乙繼の親族らであつたとみられる。問題は新笠・乙繼らが事実としてはどのような素姓・出自の人物だったのかということであり、『日本書紀』の武烈六年十月・七年四月両条がその手がかりとなろう。まず六十年十月条には次の記事がみえる。

百濟國、麻那君を遣して調を進る。天皇おもへらく、百濟は歴年貢職を脩めず。留めて放たず。

百濟が貢調のために派遣してきた麻那君（君はキシと訓み、百濟の地方首長の称号）という人物は、百濟の貢調に対する天皇の強い不審によって帰国を阻まれたとする。そこで翌年百濟は別の人物を派遣してきたと伝えているが、記事内容はすこぶる朝廷中心主義的なもので、百濟王権の側の立場や動向が全く無視されていることに留意すべきで、造作の疑いがあるのは言うまでもない。

百濟王、斯我君を遣して調を進る。別に表して曰さく、前に調を進る使い麻那は、百濟国主の骨族には非ず。故謹みて斯我を遣して、朝に事へ奉る。遂に子有りて、法師君と曰す。是は倭君の先なり。

二度目には百濟王の骨族であるとされる斯我君が派遣されてきた。しかも面白いのは、斯我は百濟王の意向により帰国しなかつたとされることで、倭地で結婚して法師君という子供を儲けたとする。貢調使は百濟王の下級の属僚で倭王の朝廷に仕える意志などは元々持たないから、通常は任務を終えるとさつさと帰国するのであるが、右の所伝では父子共に帰国していない点が特異であり、この点にも記事の信憑性と造作を疑わしめる要素があると思う。

記事の最後に「是は倭君の先なり」とあるので、記事の典拠が倭君氏の家伝にあると推定できるわけであるが、倭君は自分たちの先祖が「百濟國主の骨族」という尊貴な出自であることを主張し、本国王の命令によって貢調使として渡来した上で、倭国に奉事することになったと記している。

事実関係はこれ以上明らかにはならないが、六年十月条にみえるように、百濟国から派遣された貢調使の一部が滞留して帰国しなかつた事が背後に存在した可能性が全く無いとは言いきれない。ただ、この武烈紀に出る倭君が乙繼の属する和史氏の祖先なのか否かについては断定の限りではなく、むしろ記事それ 자체が和史氏の造作によるものである疑いが濃厚であるが、百濟王の親族であるという主張は明らかに虚偽であるにしても、倭史（和史）氏は間違いなく百濟からの渡來人を先祖とするみなしてよく、おそらく右は乙繼一族の先祖が潤色・作為した所伝と解してよいのではなかろうか。問題は、彼らの定着した土地がどこであったのかという点である。

実は乙繼の本貫を探る唯一の記録がその墓の所在地であろう。『延喜式』諸寮陵条によると乙繼の墓は次のように記載されている。

牧野墓 太皇大后之先和氏。在大和国廣瀬郡。兆域東西三町、南北五町。守戸一烟。

これによると、乙繼は大和国廣瀬郡の牧野墓に葬られたことがわかる。廣瀬郡の牧野という地は北葛城郡上牧町・河合町・広陵町にまたがる馬見丘陵のほぼ中央部に位置する古代の地名で、敏達天皇の皇子忍坂彦人大兄の成相墓（上牧町五軒屋）が現在牧野（ボクヤ）古墳と呼び習わされているのが参考になろう。乙繼の墓がこの地に造られているのは、彼の本貫が廣瀬郡乃至葛下郡にあつた証跡と言えるのではないか。現在北葛城郡広陵町には大字百濟の地名が遺存しており、百濟系渡來集団の大和における主要な定着地の一つとみられるのである。

さらに興味深いのは彼の妻大枝真妹の墓も次のように大和国平群郡に所在することである。
大野墓 太皇大后之先大枝氏。在大和国平群郡。兆域東西六町、南北四町。守戸一烟。

平群郡は広瀬・葛下両郡に北接し、大和川の右岸域に位置を占めている。後述するように真妹の本貫は和泉国大鳥郡から河内国丹比郡にかけての百舌鳥野一帯であったと推測できるのであるが、夫乙継との関係から没後には広瀬郡牧野墓に近接する平群郡大野の地に埋葬されたと考えられるのである。そうすると、乙継ひいては出身氏族である和史氏の本拠地は広瀬郡ないし葛下郡を中心とする地域ではなかつたかと考えられるのである。この問題はなお後にも触れる機会があるからそこで再度詳しく述べることにしよう。

ところで、乙継は生前には平城京西北郊外の高野の地に居を構えていたようである。高野というのは孝謙（称徳）天皇の山陵がある奈良市佐紀町付近の古い地名で、添下郡佐紀郷高野里である。孝謙天皇は没後に高野天皇の通称で呼ばれたから、付近一帯の地名を高野と解してよからう。そして、この地に父母と共に暮らしていた縁りから、後に光仁天皇の妃となる新笠が宝亀年中に高野朝臣の姓を賜ることになったのである。『続日本紀』延暦九年正月十五日条には、「天宗高紹天皇龍潛之日、姨而納焉。生今上、早良親王、能登内親王。宝亀年中、改姓為高野朝臣」とあり、光仁天皇（白壁王）が即位以前に妃として三人の子どもを出産した功により改姓の措置がとられたとみなしてよい。

宝亀五（七七四）年五月の日付を有する「西大寺大和京北三条班田図」には、和連家主が宝亀三年にこの地域を校田したことを記している。家主は連姓で添下郡大領との肩書きを持つてゐるから、和史乙継よりも社会的な地位の高かつた人物である。和氏は平城遷都を契機として当該地域に進出していった可能性があり、乙継はその縁によつて高野へ居所を設けていたとも推定できるのであるが、興味深いのは佐紀郷の西に秋篠郷が、また両郷の南に菅原郷が所在することで、これらの地域は真妹の親族たる土師宿祢氏の大和における本拠地が集中する地であつた事実である。『続日本紀』天応元（七八二）年六月二十五日条によると、

遠江介從五位下土師宿祢古人、散位外從五位下土師宿祢道長等一十五人言す、土師の先は天穗日命より出づる。

其の十四世の孫、名を野見宿祢と曰す。・・・望み請ふらくは、居地の名に因りて、土師を改めて以て菅原の姓と為さむ。勅して請ふに依りてこれを許す。

とあり、菅原郷に居住していた土師宿祢氏が改姓を申請して菅原姓に変更することを許されており、翌延暦元（七八二）年五月二十一日条にも次のような記事がある。

少内記正八位上土師宿祢安人等言す、臣等の遠祖野見宿祢は、・・・是を以て土師宿祢安人等、前年に居地の名によりて、菅原と改姓す。当時安人の任は遠国に在り、預る例に及ばず。望み請ふらくは、土師の字を改めて秋篠と為さむ。詔してこれを許す。是に、安人の兄弟男女六人姓秋篠を賜れり。

菅原に次いで秋篠に居た土師宿祢の一部が秋篠宿祢という貴姓に昇格したのであり、引き続き延暦九（七九〇）年十二月三十日には、道長と安人らが朝臣姓を賜授された。『続日本紀』同日条には次のような文章がみえている。外従五位下菅原宿祢道長、秋篠宿祢安人等に勅して、並びに姓朝臣を賜ふ。又正六位上土師宿祢諸上等に姓大枝朝臣を賜ふ。其れ土師氏には惣べて四腹有り。中宮の母家は是れ毛受腹なり。故に毛受腹は大枝朝臣を賜ひ、自余の三腹は、或いは秋篠朝臣に従ひ、或いは菅原朝臣に属す。

居地によつて菅原・秋篠に改姓した道長と安人の同族らが今度は朝臣姓を賜つたこと、それと時を同じくして大枝朝臣を賜つた土師氏がいたことをこの記事は示している。土師宿祢諸上らはこの年十二月朔に大枝朝臣とされた土師宿祢真妹の近い縁者であると推測でき、一年前に亡没した高野新笠の墓に縁りのある地名大枝（京都市西京区大枝）を氏として公称することを認められたのであるが、元來土師氏は四つの分枝集団（四腹）から成る氏族で、中宮すなわち新笠の出た母族は右の記載によると毛受腹の土師氏であり、菅原・秋篠と區別して大枝を氏称としたと記している。

右にいわゆる毛受（モズ）とは和泉国大鳥郡の地名百舌鳥（堺市百舌鳥・土師町一帯）を指し、当地は和泉国大

鳥郡土師郷・河内国丹比郡土師郷に相当する地域と推定され、『新撰姓氏録』和泉国神別条に土師宿祢・土師連らの居住が認められる。また『日本書紀』大化二（六四六）年三月条に東国国司の一員に「百舌鳥長兄」がみえ、同じく白雉五（六五四）年十月条には孝徳天皇の殯宮の事を司つた「百舌鳥土師連土德」なる人物の名が知られる。このように新笠の母方氏族は元来和泉州北部に本貫を置いた土師氏であり、真妹の墓が大和国平群郡にあるのは夫乙継との関係によるものと考えられ、生前中の居住地は平城京郊外の高野であつたと推測でき、その地域が大和国に本拠地を構えた土師氏一族の集団的居所であつたことも明らかになつてきた。従つて、乙継・真妹の夫婦が高野に居を構えたのは案外真妹の出身氏族である土師氏とのつながりと系譜によるものとも推測され、逆に言えば乙継の本貫がその墓の所在地である広瀬・葛下両郡地方にあつた可能性が強くなつてくるのではないかろうか。

二、高野新笠と田村宮

和新笠が光仁天皇こと白壁王と結婚したのがいつのことなのは不明である。ただ確実なのは白壁王が「龍潛の日に、娉して納る」と言うことだけである。長子の山部王こと桓武天皇は天平九（七三七）年の生まれと伝えているので、二人の結婚生活は天平の盛時に始まつていたと言うことができる。当時、新笠の居所が高野にあつたのか、白壁王の肝煎りによつて平城京内に移り住んでいたのかはわからないが、確實に言えることとしては、白壁王が即位した後の宝亀年間には、皇室領の田村宮にその居所が移されていたということである。

田村宮というのはかつて聖武・孝謙両天皇の治世下に権勢を奮つた南家藤原氏の俊英仲麻呂（恵美押勝）の邸宅の跡（平城京左京四条二坊十一坪）である。天平勝宝四（七五二）年四月四日は東大寺廬舎那大仏の開眼供養が行なわれた日として知られているが、その夕、孝謙天皇は「大納言藤原仲麻呂の田村第に還御し、以て御在所と為す」

とし、仲麻呂は従姉妹に当る女帝を掌中の玉として以後宫廷に独裁権力を確立していく重要な契機となつた事件の舞台である。田村第は孝謙天皇の行在所となつて以後「田村宮」（『続日本紀』天平宝字元年七月四日条）と呼ばれたようだが、仲麻呂の権力は天平宝字八（七六四）年九月の反乱で潰えることになり、その邸宅は官に没収され皇室領に編入されたようである。

そして光仁朝の宝亀六（七七五）年三月二十六日、「田村の旧宮に置酒す。群臣觴を奉り寿を上る。日を極めて歎を盡くし、禄を賜ること差有り」とあつて、田村宮内で天皇主催の酒宴が催された。時に妃新笠が山部親王と共にこの宮に居住していたことを確認できる史料は無いが、これより三年前の宝亀三（七七二）年五月に皇后井上内親王が謀反の疑いで廃止され、その子皇太子他戸親王も連座して廢太子になつた事件があり、翌宝亀四（七七三）年正月には山部親王が皇太子に策立されていたから、新笠が晴れて宮の主とされたのがこの晴儀の酒宴の機会であつたかも知れない。宝亀八（七七七）年三月朔にも「田村旧宮」において酒宴が開かれており、宮の經營が維持されていたことがわかる。その後、桓武朝に入った直後の延暦元（七八一）年十一月十九日に、

田村後宮の今木大神を従四位上に叙す。

ということがあつた。後宮というのは光仁天皇の后宮の意味であるが、天皇は前年に死没していたから、寡婦となつた母新笠のために、桓武天皇が母の私祭に属する神を官祭の対象に引き上げようとした最初の措置であつたと考えられる。

文面からみて今木大神はこれ以前からすでに田村宮で祀られていた神であるとみなしてよく、また天皇自身も皇子に策立される前には母と共に田村宮に居住していたと推測されるから、母の信仰する神が何であるのかはよく知つていたのである。この今木大神こそが後に平野神社の主祭神となる神なのであり、桓武は実母の住まう宮に奉祀されている神に叙位を行い、孝子たるの実を天下に示そとし、同時にこの神をより高い地位の国家神化を目指す。

す第一歩とする措置を施したのであろう。ただし、注意すべきはその頃の今木大神にはもとより社殿などの施設は無く田村宮の殿舎内で祀られていたと考えられるのである。

三、平野神社の祭神

平野神社は現在京都市北区平野宮本町に鎮座する旧官幣大社。境内には花山天皇手植えの桜や珍種も含めて多種類の桜が植えられており、観桜の宮としても著名な社である。また当社は西陣にも近接しているので氏子に西陣の織物業者が多いという特徴がある。菅原道真の靈を祭る北野天満宮の西、天神川（紙屋川）の小渓谷を挟んだ対岸の平坦地に社地が営まれている。神殿は四座の神を祭る関係から比翼春日造（平野造）と称される二戸一の特殊な建築様式となつており、北（右）神殿には今木大神・久度大神、南（左）神殿には古開大神・相殿比売神を奉祭している。

『延喜式』神名帳の山城国・葛野郡条には平野祭神四社とみえ、並びに名神大、月次・新嘗の規定がある。同じ四時祭の平野神四座祭条にも今木神・久度神・古開神・相殿比賣神と祭神の名が列挙されている。同じく臨時祭の名神祭二百八十五座条にも平野神社四座とある。また、『延喜式』所載の祝詞には平野祭と久度・古開の祝詞を別々に掲載しており、その文章は祝詞の古態を留めるものは言えず、同じ趣旨の定型化した内容を伝えている。そこでここでは平野祭祝詞の全文のみを掲記して参考に供しよう。

天皇が御命に坐せ、今木より仕へ奉り来れる皇大御神の広前に白し給はく、「皇大御神の乞はし給ひの麻に麻に、此の所の底つ石根に宮柱広敷き立て、高天の原に千木高知りて、天の御蔭・日の御蔭と定め奉りて、神主に神祇某の官位姓名を定めて、進る神財は、御弓・御大刀・御鏡・鈴・衣笠・御馬を引き並べて、御衣は、明るた

へ・照るたへ・和たへ荒たへに備へ奉りて、四方の國の進れる御調の荷前を取り並べて、御酒は、甕の上高知り、甕の腹満て並べて、山野の物は、甘菜・辛菜、青海の原の物は、波多の広物・波多の狹物、奥つ毛波・邊つ毛波に至るまで、雜の物を横山の如く置き高成して、献るうづの大幣帛を平らげく聞しめして、天皇が御世を堅磐に常磐に齋ひ奉り、伊賀志御世に幸はへ奉りて、万世に御坐しまさしめ給へと、称辞竟へ奉らく」と申す。又申さく、「參ゐ集はりて仕へ奉る、親王等・王等・臣等・百の官人等をも、夜の守り日の守りに守り給ひて、天皇が朝庭に、いや高にいや廣に、茂しやくはえの如く、立ち栄えしめ仕へ奉らしめ給へと、称辞竟へ奉らく」と申す。

この文章の中で特に重要な箇所は冒頭の「今木より仕へ奉り来れる皇大御神」とある部分であろう。平野神は「今木から仕えてきた皇大御神」であると釈読できる。問題となるのは、「今木」を地名とみるか「新来」という時間の観念との関わりで解釈するかであるが、義江明子の指摘にある通り、今木を地名ではなく、「今來（イマキ）」つまり「この国に渡り来た時より」と解するのが至当であると考えられる。すなわち、この祝詞には高野新笠の父方氏族の祖先が渡来してきたから連綿として仕奉を続けてきた神という文意が強調されていると同時に、その上に神が「皇大御神」と名付けられているように、皇室・朝廷の守護神であるという性格が明確に付与されている点をも看過すべきではあるまい。平野神は最終的には護国の有力神となつたのである。

平野神社の社地については『伊呂波字類抄』平野の項に、「格に云はく、山城国葛野郡上林郷九条荒見西里廿四坪に在り、東は限る荒見川、南は限る典薬寮の園、西は限る社の谷の東道、北は限る禁野の池」とあり、平安宮西北郊外の地に設定されている。社地の東限を成す荒見川は現在の天神川のことであり、北側には皇室領の池が、南側には典薬寮付属の薬園があつて、周辺の景觀は遷都以前の原野・湿地を偲ばせるものがあつたようである。右文にみえる格とは『類聚三代格』卷一に引く太政官符のことで、貞觀十四（八七二）年十二月十五日の日付を有する

次のような内容の文書である。

応充正一位平野神社地一町事

在山城国葛野郡上林郷九条荒見河西里廿四坪

四至 東限荒見河 南限典薬寮園 西限社前東道 北限禁野地

右は、彼の社預從五位下ト部宿祢平麻呂が解状を得るに稱へらく、謹しみて舊記を檢するに、延暦年中件の社を立つる日に、四至を点定して奏聞すること既に訖んぬ。而るに社預等は、事の意を詳にせず、此の地を領すること無し。茲に因りて嵯峨院は去る承和五年十月十五日に八段を割き取り、時統宿祢諸兄に賜り、其の後野地二段を加へ典薬寮に伝へ給ふ。彼の寮は本より薬園地有り、重ねて神地を請ひて畠畝を耕作す。今件の地を除くの外、四方を禁地に限られ、神事并に御馬を走らせる處有ること無し。又諸司貴賤の車馬を会集するに、社刃を填ち塞ぎて出入りするに道無し。望み請ふらばは、早く返し給はりて永く社地と為さむ。謹しみて官符を請ふてへれば、右大臣宣するに、勅を奉るに、請ふに依れ。

貞觀十四年十二月十五日

平野神社は「延暦年中」に四至を決定して創祀されたとするが、延暦何年のことなのかは明記されておらず、官符・解状の記述内容としてはなはだ不審感を拭えない。社預らが神地を領することなく放置していたとあるのがその理由のようだが、仁明天皇の承和五（八三八）年には典薬寮の薬園として耕作地となってしまった。そのため神事を行おうとするいろいろ不便なことが起きたので社地を復旧したいという社預ト部平麻呂の要請があり、太政官符によつて平野社の一町方格の四至が長く固定されたようで、正一位の社格に相応しい名神大社が誕生するのである。ところで、延暦元（七八二）年十一月に平城京の田村後宮で從四位上の叙位に預かつた今木大神のその後は、承和三（八三六）年十一月五日には正四位上に、嘉祥元（八四八）年七月二十五日に從三位、仁寿元（八五一）年十

月十七日に從二位に叙され、貞觀元（八五九）年七月十四日に從一位、次いで貞觀六（八六四）年七月十日付けで正一位に昇叙したという経過からみて、桓武朝の時期には一貫して從四位上のままであつたことがわかり、昇叙のことがなかつたということは、官符に記されていたような社地の点定と整備がその時期に行われていたのかという疑念を起す原因になるであろう。右の官符にみたように社地が完全に社領として固定されるのは貞觀十四年十二月なのである。このことは、平野神社の創祀がいつのことなのかという問題に諸説を生む背景になつてゐると思われる。

平野神の創祀が桓武天皇の延暦年間だとする説を取るのは、『二十二社註式』『伊呂波字類抄』『神祇正宗』などであるが、先の官符も「謹しみて舊記を検するに、延暦年中件の社を立つる日に」とあつて延暦年間としており、桓武天皇が平安京遷都を断行した延暦十三（七九四）年十月以降のことと解されよう。天皇は延暦三（七八四）年十一月に平城京から長岡京に遷都しているので、その頃今木大神が平城から長岡に遷された可能性が高く、新笠はこの年の十一月二十四日に平城から長岡に移住し、その際新笠の新居に神も一緒に移されたと推定できる。そうすると、長岡京の時期にも大神を奉祀する社はまだ成立しておらず、少なくとも皇太后が没する延暦八（七八九）年十二月までは大神は新笠の宮居において祭られており、その後平安京遷都を契機として平野神社の創祀に至つたものと推定されるのである。延暦年間に社地を決めたということが事実であるならば、それは延暦十三年以降のことと言ふべきであろう。

ところで、『続日本紀』の延暦一（七八三）年十一月十五日条には次のようない記事がみえている。

大和國平群郡の久度神を從五位下に叙し官社と為す。

桓武天皇は長岡遷都を前にして生母に縁りのあつた別の神を特別に叙位し官社としている。これは実は大和国の久度神（古開神も同時に）を官社に列し、ゆくゆくは久度神を新笠の宮居に勧請させようとする計画の第一歩だつ

たとは考えられないであろうか。平野神社は桓武朝において一挙に創祀されたのではなく、今木大神と久度・古開神の長岡での統合を第一の階梯とし、第二段階で社地の決定、さらに第三段階での社殿の創建をもつて完成したと考えられるならば、その前史として今木大神の平城京田村宮からの遷座と、久度・古開神の大和国平群郡からの勧請との二つの流れがあり、双方の統合の企てがまず長岡京遷都に際して始まり、その後新笠の死と平安京遷都の歩みの中で社の創建となつて結実したと考えられるのである。

『続日本後紀』承和三（八三六）年十一月五日条には、今木大神と久度・古開両神が同時に叙位に預かるという以後の慣例が初見し、また承和十（八四三）年十月十一日には新たに平野社一前すなわち相殿比売神が名神の社格を賜つてゐるし、仁寿元（八五一）年十月十七日の「平野神宮」への叙位策命使の派遣によれば、この頃には平野神社の社殿が既に完成していたと推定されるのであり、平野社殿の創建は延暦年間のことではなく、承和年間ではないかと考へられるのである。先ほど引用した官符によると、承和五年十月の時期には社地がまだ薬園の状態にあつたらしく、社殿が創建されていたならばこのような事態はあり得なかつたはずであり、承和十年に新規の策として相殿比売神が合祀されていることを踏まえると、この頃にようやく四柱の神を祀る社殿が整備されたのではないかと推定されるのである。桓武天皇の皇孫に当たる仁明天皇は祖父天皇の意思を受け継ぎ、もともと曾祖母の私祭に属していた神を国家神・王権神へと昇華させる措置を実現させたと考えてよからう。

四、平野神の実体と神格

平野神社がどのような性格の神社であるかを明らかにするためには、その祭式を詳しく検討してみると、まず、社參と奉幣とを認められた者にはいかなる人々がいるのかを調べてみると、『延喜式』太政官条には、

・凡そ平野祭は、四月・十一月の上申に、参議以上赴き集まれ。或いは皇太子親から進みて幣奉れ。

・凡そ平野祭は、桓武天皇の後王 姓を改め臣と為る者も亦同じ。及び大江、和らの氏人、並びに見参に預かれ。

とあり、皇太子・桓武天皇後裔の王族と臣籍降下した臣・参議以上・大江氏・和氏らが祭祀に預かる規定であつた。皇太子が奉幣し桓武後裔の王族・臣下が参加するのは平野神が皇室の守護神だからであり、参議以上の参加は平野社が桓武天皇の構想による国家神・王権神としての性格をも持つからであり、大江・和両氏は既にみてきたよううに高野新笠の外戚氏族による資格と考えてよかろう。親王と王族の参加規定については、『延喜式』中務省条と正親司条にも次のような条文がある。

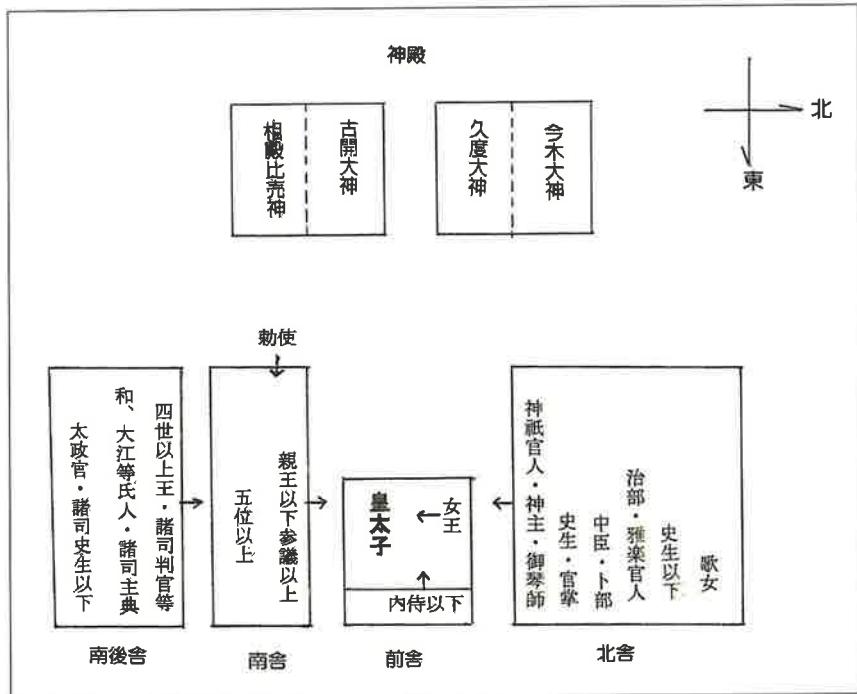
・平野祭の物忌三人の装束料は、純九疋、綿九屯、紅花小九斤、錢一貫八百九十文。但し王氏は加へ増すこと純三疋、綿七屯、紅花小三斤、錢一貫文。

・凡そ平野祭の所に参る官人並びに親王の見参歴名は、太政官に進め。

さらに『延喜式』掃部寮条には平野祭庭における諸司・官人の座次が次のように具体的に規定されている。

・凡そ四月の平野祭は、神殿の前舎の北第一間南面に、女王の座を設く。東廂の西面北上には内侍已下の座。南三間の舎に皇太子の御座を設く。南舎の北面東上には親王已下参議已上の座を設く。其の後ろは五位已上の座。南西壁の下東面は勅使の座。其の南舎の北面東上には四世已上の王、外記、史、中務丞録、内舎人、諸司判官、五世已下の王の座を設く。其の後ろは和・大江等の氏人及び諸司主典、大舎人の座。其の後ろは太政官並びに諸司史生已下の座。北舎の南面東上には神祇官人、神主、御琴師の座。其の後ろは史生、官掌の座。其の後ろは中臣、ト部の座。南面東上には治部、雅楽官人の座。其の後ろは史生已下の座。其の後ろは歌女の座。十一月も亦同じ。

右の規定を参照し、祭儀の構成を独自に作成した図で示すと左のようになる。東向きの神殿に対し皇太子の座だ



第一図 平野祭の構成（図中の矢印は官人の座の向きを表す）

けが西向きになつてゐるのは、神の加護が直接皇太子に加えられる仕組みになつていていたことを示している。

実は皇太子進幣の祭りは平野祭以外には見当たらず、この点に本祭の特殊性が顕在化してゐるのであるが、推測するに皇太子は即位以前の桓武天皇を、平野神四座は總体として生母高野新笠を抽象的に象徴してゐるのではあるまい。皇祖の母神がその御子を庇護するという形式を踏まえながら王権と国家の安泰を祈願する祭儀が平野祭の本質であるとみられ、祝詞の文意をも併せて考えると、平野祭の本旨は単なる天皇外戚氏族の祭りというのではなく、皇室及び朝廷・国家の長久・安泰を祈るものであつたと言えるだろう。今木大神の実体については後ほど述べることにするが、大神は高野新笠の出身氏族やその故国の信仰とつながりはあると考えられるものの、從来からの見方を踏襲し、単純にこれをいわゆる「蕃神」とのみ規定してしまつてよいものか否かについては綿密な検討と熟慮とを要すると思われる所以である。

右に述べてきたように、祭られている神の実体はいづれにせよ、平野神は最終的には國家神の性格を帯びた神であると評価しなければならないと考える。平安末院政期の『二十二社註式』によると、平野神は伊勢・石清水・賀茂・松尾・稻荷・春日の諸神と共に「上七社」の一つとされており、社格の高さを誇つていた。またその頃には平野社の祭神について様々なか付会が行われるようになり、今木神は日本武尊に比定され源氏の氏神に、久度神は仲哀天皇・平家氏神、古開神は仁德天皇・高階氏神、相殿比売神は天照大神・大江氏神に、境内社縣神は天穗日命に比定され中原・清原・菅原・秋篠四姓氏神と、数多くの氏族の祖先神へと変質していきるのである。『帝王編年記』などは平野大明神（今木大神）を仁德天皇だとする説まで飛び出すありさまで、八姓始祖神という性格が平安末期には完成したものとのようである。

以上のように、平野祭は桓武天皇を基点とする代々の皇室及び王族と桓武の外戚氏族、時々の政権担当貴族以下諸司・諸官を参加させる大規模な祭りであり、皇室の私的祭祀を核としながらそれを国家的な祭祀として執行す

るという構造になつてゐたことがわかる。祭祀のあり方や構造がこのよくな様相を呈してゐるのは、平野神が桓武天皇の生母高野新笠という人物個人の信仰を出発点としながらも、それを王権神・国家神の祭祀という抽象的な次元の祭祀にまで高めようとしたために生じたものであろう。

五、今木大神と久度・古開神

平野神社には久度・古開と呼ばれる大和國の在地神が合祀されている。このことは平野の主神である今木大神と両神との間に強い親縁性があつたことを示すもので、古開神がどういう神であるのかの問題をも含めてこの両神の実像を次に検討してみることにしよう。

先ほど掲記したように、久度神の存在が史料上初めて明らかになるのは延暦二年十二月のことである。この時、大和国平群郡で祀られていた久度神が突如從五位下に叙せられ官社に列せられるのである。既に指摘したように、私見ではこの措置は桓武天皇が久度神を長岡京遷都に合わせて長岡へ勧請しようとしたことを意味する出来事であると推測している。これは特定の神に対する天皇の特殊な政治的意図の存在が背景にあるものと想定してのことであり、単に久度神が単発的に叙爵の榮に預かっただけと解するわけにはいかないであろう。すなわち、もっと突つ込んで言うならば、生母高野新笠に縁りのある神の本体を長岡京の新笠の宮に遷座させるための措置であろう。新笠はおそらく自らの出身氏族の産土の地で祀られていた神を自分の手元に置こうとしたのであると推測されるのであり、今木大神と久度・古開両神の新都における併祭がここで目指されたと思うのである。
それでは久度神及び古開神とは実際にはいかなる神なのであろうか。

大和国平群郡の久度神社は奈良県北葛城郡王寺町久度四丁目の大和川南岸に接して現存する。当社の地は奈良盆地

地の西北部で盆地内でも最も低い場所にあり、古来よりしばしば水害を被つてきた。最近では一九八二年七月から八月にかけての水害で久度地区が最も大きな被害を受けたことは記憶に新しい。地形図で付近の地勢をより仔細に観察してみると、大和川の現在の流路は不自然な様相を呈していることがわかり、元々は龍田川の西に位置する神岡（三室山）の南辺から真っ直ぐ西に向かつて流れ、JR王寺駅南辺で葛下川と合流していたと考えてよい。社地が延喜式の時代に平群郡に属していたのはそのような事情からであると考えられ、川が社域の南を流れ北には河内からの幹線道路である竜田道が東西に走るというのが古代の景観であったであろう。

ところで、この久度神社より東南東約一、五キロの王寺町舟戸の丘の上には村社舟戸神社が鎮座しているが、狭い境内には七世紀前半に遡るとされる古瓦が散布しており、元来が古代寺院の遺跡なのである。ここにあった寺は西安寺と呼ばれたようであるが、『日本紀略』天長十（八三三）年七月二十日条に次のような記事が載せられているので紹介してみよう。

太政官处分すらく、大和国廣湍郡に在る西安寺 俗号久度。は、宜しく僧綱をしてこれを 摂ねしむべし。

大和国広瀬郡の西安寺を僧綱の管理下に置けという政府の命令であるが、興味深いのはこの寺の俗号が久度寺であつた点である。つまり本寺は久度（クド）なるものの信仰が盛んであった地域に所在したため久度とも呼称されていたのである。寺址は地理的には大和川の南岸近くの丘に位置したので広瀬郡に属したと言えよう。そうすると、久度神社と西安寺（久度寺）とはかつては大和川を挟んで対岸に位置したことになるが、神名と寺号との関係から両者は付近に居住する同一集団の手で信仰されていた宗教施設ということが推測でき、いわゆる神仏習合の事例となるだろう。

西安寺はサイアンジと読むが、寺の立地環境を考えると西（サイ）は塞・障の意味になる蓋然性が強く、外界からの悪霊の侵入を防ぐという機能に関わる名辞が寺号に含まれていると解されるのである。寺のすぐ北を大和川が

流れているが、そこは北の神岡と南から張り出す丘陵地に挟まれた狭隘な部位で、西の河内方面から大和川の流路に従つて大和へ入つてくる悪霊を防遏するのに恰好の場所であると言える。先ほど指摘したように、久度神社も陸路の竜田道と大和川と密接に関連する位置を占めていることが想起され、久度神社と西安寺は実のところそのような宗教的機能を王権から託された上で設立されたものではないであろうか。

河内から王都に侵入を図る悪霊とは具体的には外国使節に付帶してやつて来ると想定された異国の邪靈・疫鬼であり、七世紀前後の賓客の導引経路が難波・大和川・初瀬川・磐余・飛鳥であったことが想起されるのである。西安寺の立地する場所が現在舟戸神社の境内であるという点も示唆深い。舟戸神とは渡し船のある津の意味以外に、「衝立つ船戸の神」（『古事記』神代卷）「来な戸の祖神」（『日本書紀』神代・上）すなわち道祖神のことであり、西安寺の場所に舟戸神が祀られるようになる由緒が道祖神信仰に関わりのある仏であつた可能性も考えられるのではないか。西安寺の本尊が何であつたのかは不明であるが、寺号が久度であつたとすると、久度＝クドという器物がそうした悪霊防遏の信仰に関わりがあるかも知れないのである。

しかし、久度とは何かを問う前に西安寺を建立したのがいかなる氏族であつたのかを先に検討してみたい。

『平安遺文』三四七九号文書（大和国大原吉宗田地売券）をまず引用する。

謹解 申売賈田地立券文事

合肆段者

四至 限東際目 限南畔 限西畔 限北畔

在広瀬郡久戸十条寺岡一里卅五坪

西安寺

右件田地、元者大原吉宗之先祖相伝之所領也。而依有負物米拾參石、僧玄壹限永年作手、本公驗相副渡進畢、仍為後日沙汰、放新券文之狀、如件、

仁安三年十一月十二日 大原吉宗（花押）

仁安三（一一六八）年と時代がかなり下るが、この文書からわかるのは、広瀬郡の西安寺付近の田地四段が大原吉宗という人物から僧玄壹に売り渡されたことである。大原吉宗がこの田地を先祖相伝の所領であると言つてゐることは、大原氏という氏族が西安寺に関わりをもつ氏族であることを示唆する。そこで、次には『寧樂遺文』所収の法隆寺觀音菩薩銅板造像記の銘文を掲示してみよう。

（表）甲午年三月十八日、鶴大寺の徳聰法師、片岡王寺の令弁法師、飛鳥寺の弁聰法師の三僧、所生父母の恩に報ひ、觀世音菩薩像を敬ひ奉る。此の小善根に依り无生の法忍を得せ令め、乃至六道四生の衆生と俱に正覺を成さむ。

（裏）族は大原の博士。百齊に在りては王、此の土には王姓なり。

銘文の甲午年は持統八（六九四）年と言われている。次に、鶴大寺（法隆寺）・片岡王寺・飛鳥寺の三寺に奉仕していた三僧は全員大原博士の出身であることがわかる。博士とは応神朝に渡来したと伝えられる王仁博士と同じ敬称の類で、博士は姓の史（フミヒト）の言い換えと考えてよい。すなわち大原博士＝大原史である。この大原を名乗る氏族の出自は元来百濟（百濟）の王族であると称し、渡来してから現在は王姓であるとその尊貴性を主張している。彼ら三人の僧侶は蘇我氏と上宮王家に縁りの深い寺院に奉仕していたようだが、令弁法師の片岡王寺（王寺町本町二丁目）については、最近の研究では敏達天皇の後裔王族たる大原真人氏の氏寺とされており、地縁的な関係から大原史氏は近隣の片岡王寺にも僧侶を送り込んでいたとみてよい。勿論、この片岡王寺以外に上宮王家縁りの片岡王寺が付近にあった可能性があるが、本論ではその検討を差し控えることにしたい。

右に引用した土地売買文書や銘文から、西安寺や久度神社に最も強い縁りを持つていたのが百濟国からの渡来系氏族である大原史氏であったことが明確化した。その大原史氏は多数の僧侶を輩出する文化的知的氏族であったこ

と、近隣の法隆寺や飛鳥寺などの官立寺院に族人が奉仕していたことも知られた。さらには彼らが百濟王系譜につながる集団であるという強い出自意識を持つていたことも明らかにできた。そうすると、同じ百濟系の渡来氏族でフミヒトニ史（博士）を王権に仕える職掌としていた和史氏も、この地域にあって久度神を奉祭していた勢力の一員であつた蓋然性が高い。

桓武天皇の肝煎りでわざわざ久度神が官社化され長岡京へ勧請されたのも、高野新笠の出自氏族たる和史氏が久度神の祭りに大きく関わっていたからと考えるのが妥当であろう。西安寺と久度神は大和国広瀬・葛下両郡地方に六世紀以降定着した百濟系渡来氏族が集団的に関わりを有した拠点的な宗教施設であったと推定することができるだろう。そして、それは彼らの故国から持ち込んだ信仰に由来する内容のもので、しかも王権がその機能に大いに期待できる内容を有しているものであつた。今木大神や久度・古開神には元来より王権・国家を守護する象徴的な機能が含まれていたものと憶測されるのである。それではそれは具体的に何であろうか。

六、久度の意味と今木大神

『和名類聚抄』によると、「箸、和名久度、竈の後を穿てるなり」との説明がみえる。すなわち久度（クド）といふのは竈の背後に付設された煙出しの部位の名称なのである。従つて、久度神というのはこの煙出しそのものを神として祭つたものと言えよう。食事を調理するための竈の神は古来より信仰されてきたもので、『古事記』神代卷には大戸比賣神という神が見えていて、「此は諸人の以ち拝く竈の神なり」との註記があり、『播磨国風土記』宍禾郡飯戸阜条にも、「國を占む神、此處に於て炊く。故、飯戸阜と曰ふ。阜の形は亦甑・箕・竈等に似たり」とあつて、炊飯の器具として広く用いられていたものである。しかし、家室の外へ煙を排出するためには設けられた箸を神

として祭る習慣は渡来人が新たにもたらしたもので、久度神はそれを信仰していた氏族から推測して百濟から伝來した神と言えるだろう。

近年、六七世紀を中心とした時期の各地の群集墳からミニチュア炊飯具と称される小型の竈・釜・甌の形代が数多く出土し、またその時期に並行する集落の遺跡からは大壁建物と呼ばれる特殊な建築様式の家や、家内部の床面に大陸に起源を発する温突（オンドル）の遺構と推察される施設が各地で数多く発見されるようになつてきた。

大和国高市郡桧隈の地は東漢氏の本拠地とされ、同じ大和国葛上郡の金剛山麓付近は四世紀後半から五世紀初頭頃に葛城襲津彦が多数の渡来人を定着させた地域であると伝えられ、近江国志賀郡や河内国石川郡には西漢氏に縁りのある渡来集団が密に居住していたらしいが、これらの地方の古墳や建物の遺構からは明確にそうした遺物・施設が発見されており、異国の生活様式と信仰が渡来集団の居住地にもたらされ、実際の彼らの生活の中でその機能を發揮していた事実を知ることができるようになった。大和国広瀬・葛下両郡地方に定着した百濟系渡来氏族もうした故国の文化を当地に持ちこみ、彼らの故国に由来する信仰を継続していたと推測されるのであり、高野新笠が個人的に信仰していた今木大神もそうした百濟に起源を発する竈神の信仰を核としていた内容のものであつたと推測できるのである。

『延喜式』宮内省条には次のような規定がみえている。

・ 凡そ御并びに中宮の御贖、及び忌火、庭火、御竈神、平野御竈神料の雜物は、神祇官受く所にして、彼の官の移文を待ちて充てよ。陰陽寮受く所は、中務省の移文を待ちて充てよ。

右の文章の中にみえる「平野御竈神」が今木大神の実体と深い関係にあるものと考えられる。竈神には御竈神と平野御竈神とがあつたことがわかるが、平野は平野神社のことと推測されるから、平野の主神たる今木大神は御竈神を形象した神のことであると言えるようである。同じ『延喜式』陰陽寮条にも次のような規定が載せられている。

・庭火并びに平野御竈神の祭り

坐内膳司

神座は十二二前 各六前

(祭料物略)

右は毎月の癸の中、其の吉日を擢びて祭れ。若當御忌避之。其の料物は、祭の前に省に申し、省は所司に移して請い受けよ。

ここからは庭火の神と平野御竈神が内膳司において祭られている同類の神であることがわかる。内膳司は天皇の毎日の供御を調理する担当の官司であるから、そこに祭られている神はまさしく天皇の守護神であると言える。そして平野御竈神は通常の御竈神とは違う特別の竈神であり、毎月癸の日を選んで祭りが行われることになつていていたようである。少し時代は下るが、藤原宗忠の『中右記』嘉保元（一〇九四）年十一月十一日条に興味深い記事がある。内膳司の御竈神は三所なり。一所平野、件は癸御祭り奉仕の神なり。一所庭火、是れは尋常の御飯に奉仕の神なり。一所忌火の三神なり。是れは則ち十二月新嘗祭、六月神今食の祭りに奉仕の神なり。而して癸御祭りは法の如くならざるの由、祓え申さむと欲するの処、件の平野神は所在無し。よりて司の官人を召し問ふに、申して云々く、件の神は圓融院の御時人の為に盗み取らる。改め奉りて、以後は内膳の御戸室内に納め置きたり。平野・庭火・忌火の三所は全て内膳司の御竈神とされている。平野は癸御祭に奉仕する神とされているようだ。『延喜式』の規定がここでも生きていることに注意される。三神それぞれの神格や祭祀の対象は違つてゐるが、平野の神はかつて盜難に遭つたことがあり、現在では内膳司の御戸室内に設置されていると記されている。盜難事件のことは『日本紀略』永觀元（九八三）年十二月二十五日条に「内膳司の平野御釜、元の如く本司に置く。件の釜は、先日盗み取られ畢んぬ。仍りて新たに鋳る所なり」とあり、竈（釜）は神聖な器物とはいえ移動可能なものであるから、それが盗まれるといった事態も起きたのであろう。

次に『日本紀略』天徳四（九六〇）年十一月十九日条には次のような記録がみえる。

今夜、内膳司に坐す忌火・庭火等の御神を冷泉院の内膳に遷し奉る。よりて權大納言師尹卿已下これを遷し奉る。平野は釜二口を謂ふなり。庭火は鑄一口を謂ふなり。各臺・長檣等有り。衛士これを持ち、院の乾方の新屋に移し奉る。庭火・平野は別々の屋なり。安置するの後、宮主祝詞を申す。

退位して後院に遷座した天皇は、在位中に内膳司で使用していた竈を同時に院に移したようである。この記事で特に注目される一つは、平野神が「釜二口」と記されていることである。釜は『和名類聚抄』では「竈・・・炊爨処なり」とあって、竈とは調理をするために火を用いる場所の意のようであるが、竈＝釜と解釈できる余地がある。右の日記の記事では火に掛ける調理具そのものを釜と称したようである。すなわち釜＝平野御竈神と解せられるのである。

筑前国御笠郡には式内社の竈門神社が鎮座し、竈戸宮とも呼ばれた。また『豊後国風土記』速見郡・赤湯泉条には、竈門山という名の山が登場するが、「竈（カマ）+門・戸（処・ド）」と解釈できるので、竈の本来の意味は火の上にかける釜であろう。また文武天皇の妃の一人に紀朝臣竈門娘がおり、この人名も「竈（釜）+門」からなることがわかる。庭火の神も同類の器具と推測できるが、竈（釜）が調理用具の本体で、窖が竈の背後にある煙出しのための穴であるということになると、それらが平野神と久度神とに対応関係があることとなり、平野神社が今木大神と久度大神を併祭している意味がよく理解できるように思われる。

つまり、平野神＝今木大神（竈・釜）と久度大神（窖）がセットになつて一つの調理器具が機能を發揮するからである。それならば、久度神と常に併称される古開神はどういう性格の神なのかということが問題になるが、この神は、既に言われているように古開（フルアキ）すなわち使用されなくなつた竈の神と解してよかろう。長期間にわたつて人の食事を調理するのに奉仕してきた竈・窖は火熱と煤で黒く変色したのであるが、それを簡単に破却・

破壊したりせずに神として崇めるという信仰の存在を我々は知ることができる。なぜならば、竈・窖の神は煙を通じて天界の司命神とつながっていると想定されていたようだからである。

『本朝月令』の十二月晦日大祓事条には、律令国家が毎年六月と十二月の晦日に執行した大祓と、十二月晦日の儺祭に関する令の規定を引用しているが、これらの祭りは玉体を始めとして宮中・朝廷及びそこに奉仕する百官とその家族、さらには京・畿内・国土全域から疫病・禍災・罪過などの種々の穢れを追却して清浄化を図る目的で行われた祭りである。興味深いのは、それらの規定の後ろに抱朴子・許慎五經異議・司馬彪注・搜神記・荊楚歲時記・世風記などからの引用文が付せられていることで、その内容は中国の竈神の信仰に関わるものばかりである。なかでも注目すべきは抱朴子が「月の晦日の夜は、竈の神が亦天に上り、人の罪状を白す。大なる者は紀を奪う。紀とは三百日なり。小なる者は筭を奪う。筭とは三日なり。或いは一日と作す」とあることで、竈の神は晦日毎に庚申信仰にいわゆる三口と同じく天上の神に人間の罪を報告に行くとされていることである。また、世風記には「常の月の晦日、竈の神は天に上り、人の罪状を白し、人の紀年を奪う。故に世俗は此を祓除と曰う」とあり、竈神の信仰が祓除つまり穢れからの浄化と福・利・除凶などの追求に関係するものと把握されていたことである。

これらの引用文献は全て中国に起源のあるものであるが、義江明子が指摘しているように、竈神に関する信仰と習俗は早くから大陸・半島方面に流布していた。民戸に敷設された温突（オンドル）は竈と共通の構造を持つもので、中国で盛んとなつた民間道教が半島にも伝来し、やがてその信仰・習俗が渡来系氏族を通じて畿内を中心とする倭国へも伝來した可能性が強い。畿内各地の後期群集墳の石室に埋納された竈のミニチュアはおそらく死者の冥界における炊飯具、すなわち『日本書紀』神代巻にみえる「浪泉之竈（ヨモツヘグヒ）」や『日本靈異記』の「黃竈火物」と解してよからうが、罪や穢を祓う大祓の行事に欠かせない神幣として用いられたのは八世紀以降のようであり、平城京や長岡京などの古代都城の街路側溝や都城周辺部の祭祀遺跡などから人形・土馬などの幣帛類など

と共にセットとして竈形代が見つかっている。

右の記録においてもう一つ注目される点は、平野神と庭火神が「院の乾方の新屋」に安置されたことである。古代において竈が室内のいづれの場所に設置される慣習があつたのか筆者は寡聞にしてよく知らないが、少なくとも右の記録では竈神を居宅の乾方、つまり西北の隅に設置するという信仰の存在を窺うことができるのである。『三国志』魏書・烏丸鮮卑東夷伝・弁辰条には、「竈を施すに皆戸の西に在り」とあって、居戸の西側に竈を設置するという習慣はすでに古くから半島方面にあつたことがわかるのである。

日本における乾＝戌亥隅の民俗信仰に関しては三谷栄一の興味深い重要な研究がある。それによると、日本古来の民俗信仰に西または北あるいは北西の方角は祖靈・穀靈の來訪する方角、常世國や黃泉國あるいは淨土のある方角であるとする考え方があり、それ故に財宝や福德もその方角からやつて来るという信仰の存在である。祖靈は両義的な存在でもあつたから、惡靈や雷神・鬼などもこの方角から来ると想定されていた。『三代実録』貞觀五年十二月三日条をみると、「左京職の正六位上戌亥隅神」という神が記されており、同じく元慶三年閏十月二十三日条にも、「織部司の正六位上辰巳隅神、戌亥隅神」という神が見え、建物の戌亥隅及びその対角線上の辰巳隅は神の座す神聖な場所とする信仰が存在したようである。そこで、平野神に関して大胆ではあるが私は次のようなことを考えてみた。

平野神社の主神である今木大神と久度大神の実体は、元來高野新笠の出自氏族である和史氏や大原史氏など百濟系渡来氏族が、奈良盆地西北部の諸河川合流地たる大和国平群・広瀬・葛下郡辺りで祭つていた竈神であつた。なかでも平群郡の久度神社や広瀬郡の西安寺（久度寺）は当地の渡来氏族が故国から持ち込んだ竈神の信仰に縁りのある宗教施設であつたが、そこは飛鳥・磐余・班鳩などの王都域から見て西北の隅に当る地域であり、邪靈や疫鬼の大和への侵入を防遏するのに相応しい場所と言えるだけではなく、天武朝には竈田神社（風の神・平群郡）と広

瀬神社（水の神・廣瀬郡）が五穀豊穣の国家神に昇格したように、当地は国家に福德をもたらす祖靈神がやつてくる戌亥の方角にも当つていたから、天武朝以前には久度神と西安寺がそのような宗教的機能を發揮する施設として存在した可能性があるだろう。すなわち久度神・西安寺には渡来系氏族らが奉祭する故国以来の氏神・氏寺という以上の政治的機能が既に飛鳥時代から付与されていたと考えられるのである。高野新笠の個人的・私的な信仰が國家神化していく歴史的先駆がここにあつたと推測されるのである。

さらに興味深いのは、平野神社の立地場所についてである。平野神社の社地は平安宮大内裏の戌亥の方角にあることで、付近には北野天滿宮や大將軍八社のように悪靈や雷神から玉体を守護する機能を期待された神靈が集中的に祭られていることである。今木大神すなわち平野の御籠神は蕃神を祭神としたという説のみが誇張された形で流布しているのであるが、そうではなく、平安宮大内裏の西北の方角を守護し、皇祖の靈の福德を期待する護国の神としての性格・機能を帯びた神に変質したと言えるのではないか。今木大神に対する桓武天皇の構想の主軸をこの点にこそみるべきであろうと思うのである。

おわりに

平安宮大内裏の西北郊外に社地を置く平野神社の創祀事情を検討してきた。平野神社の主祭神は今木大神と久度大神であるが、従来からこれらの神は蕃神、つまり百濟より流入してきた異國神であるとみなされ、創祀に至る直接の由緒が桓武天皇の生母高野新笠と、彼女の父方の出身氏族である和史氏を始めとする百濟系渡来集団が故国から持ち込んでいた竈神の信仰にあることは確かである。平野神社の創祀に至る経緯にはやや不可解な点もあるが、桓武朝における長岡京・平安京遷都の動きのなかで官祭化が進められ、承和年間と貞觀期を画期として護国の靈神

に昇格した経緯を明らかにすることができた。

高野新笠が私的に信仰していた今木大神は、大和国廣瀬・平群・葛下郡辺りの百濟系渡来氏族の間で信仰されていた竈神に由来があり、久度神社の祭神や西安寺の存在とも密接な関わりがあったと推定される。当地域は八世紀以前の時代には王都の西北隅の位置を占め、竈神に含まれていた道教的な機能と乾（戌亥）角の民俗信仰を基底に、王都への邪靈・災禍の進入を防遏し福德や除凶を得ようとすると宗教的な役割が王権から当地の渡来集團に期待されていたことが推定される。生母である高野新笠の個人的な信仰を桓武天皇が新たに汲み上げようとした意図は、今木大神・久度大神の靈能をもつて平安宮内裏及び国家を守護しようとする深慮遠謀にあつたと言えるのではなかろうか。

〔参考文献〕

- ・朝岡康二『鍋釜』（法政大学出版局、一九九三年）。
- ・石母田正「天皇と諸蕃」（『日本古代國家論』第一部、岩波書店、一九七三年）。
- ・井上満郎『渡來人』（リブロポート、一九八七年）。
- ・井上満郎『桓武天皇』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）。
- ・今井啓一「桓武天皇御生母贈皇太后高野氏と平野神」（『芸林』八一四、一九五七年）。
- ・上田正昭『帰化人』（中央公論社、一九六五年）。
- ・上田正昭監修『平野神社史』（平野神社社務所、一九九三年）。
- ・王寺町史編集委員会『新訂王寺町史・本文編』（王寺町、二〇〇〇年）。
- ・笠井倭人『平野祭神四社』（『式内社調査報告第一卷』皇學館大學出版部、一九七九年）。
- ・加藤謙吉『大和政權とフミヒト制』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- ・金子祐之『平城京の精神生活』（角川書店、一九九七年）。
- ・岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」（『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年）。
- ・源城政好「平野神社」（谷川健一編『日本の神々』神社と聖地5山城・近江、白水社、二〇〇〇年）。

- ・広陵町史編集委員会『広陵町史・本文編』(広陵町、二〇〇一年)。
- ・佐伯有清『新撰姓氏錄の研究・考證篇第五』(吉川弘文館、一九八三年)。
- ・笛山晴生『平安の朝廷』(吉川弘文館、一九九三年)。
- ・車柱環『朝鮮の道教』(人文書院、一九九〇年)。
- ・関晃『帰化人』(至文堂、一九五六年)。
- ・瀧浪貞子『平安建都』(集英社、一九九一年)。
- ・直木孝次郎『土師氏の研究』(日本古代の氏族と天皇 塙書房、一九六四年)。
- ・奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』(同朋社、一九七九年)。
- ・野村忠夫『後宮と女官』(教育社、一九七八年)。
- ・林陸朗『桓武朝論』(雄山閣、一九九四年)。
- ・伴信友『蕃神考』(『伴信友全集』卷一、ペリカン社、一九七七年)。
- ・平野邦雄『帰化人と古代國家』(吉川弘文館、一九九三年)。
- ・水野正好『後期群集墳と渡來系氏族』(『古代を考える近江』吉川弘文館、一九九一年)。
- ・水野正好『河内飛鳥と漢・韓人の墳墓』(『古代を考える河内飛鳥』吉川弘文館、一九八九年)。
- ・三谷栄一『日本文学の民俗学的研究』(有精堂、一九六〇年)。
- ・村尾次郎『桓武天皇』(吉川弘文館、一九六三年)。
- ・義江明子『平野社の成立と変質』(『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年)。